

平成25年（2013年）9月27日

## 上 申 書

福島県警察本部 本部長 御中

告発人武藤類子ほか代理人

弁護士 河合 弘之

同 保田 行雄

同 海渡 雄一

### 内容

第1	放射性物質の漏洩が人の健康に害のある物質の排出になるのか.....	2
1	放射性物質は健康を害する物質である .....	2
2	公害罪法の文理解釈 .....	3
3	既に決着した問題である .....	4
第2	「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条）といえるか。 .....	5
1	放射能の大量放出 .....	5
2	最高裁判例とその事案内容について.....	5
3	最判には反対意見があり，実務コンメンタール業務については広く解して いる .....	6
4	事業活動に伴う排出 .....	8
5	汚染水の管理が東電の業務であったということを裏付ける資料について ....	9
6	結論 .....	10

第 3	事故後の原子炉冷却と汚染水が発生した機序 .....	10
1	福島原発事故で冷却水は循環できない状態である .....	10
2	平成 23 年（2011 年）4 月汚染水が海洋流出 .....	11
3	水封と地下水の流入 .....	12
4	汚染水の流出防止策として考えられていること .....	13
5	見通しの立たない汚染水問題 .....	14
6	貯蔵タンクからの高濃度汚染水漏れ .....	15
7	滞留水の海洋流出 .....	16
第 4	大量の汚染水の海洋流出を引き起こした原因は東電の遮水壁設置の先送りである .....	17
1	平成 23 年（2011 年）6 月の経緯 .....	17
2	平成 23 年（2011 年）10 月の経緯 .....	18
3	平成 25 年（2013 年）8 月以降の経緯 .....	19
4	結論 .....	19

告発人らが 9 月 3 日に提出した公害等処罰法違反の罪による告発について、告発人らは以下のとおり、主張を補充する。

## 第 1 放射性物質の漏洩が人の健康に害のある物質の排出になるのか

### 1 放射性物質は健康を害する物質である

「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（以下、「公害罪法」という）」において、放射性物質による汚染が含まれるかどうかの問題となる。

たしかに、かつて環境基本法は、放射性物質による汚染の防止の措置を原子力基本法体系に委ねており（環境基本法 13 条）、水濁防止法、大気汚染防止法、土壌対策基本法の適用を除外していた。しかし、福島原発事故後の環境汚染に対処するために、平成 24 年に環境基本

法13条は削除された。

しかし、公害防止を目的とする公害罪法において、放射性物質による汚染を排除することは明記されていなかった。したがって、同法が放射性物質の排出を規制の対象としているかどうかは、同法の文言に忠実に解釈すれば足りる。

同法によれば、「人の健康に害のある物質」には、「身体に蓄積した場合には、人の健康を害することとなる物質を含む」とされている。放射性物質は、放射線量の高いものであれば、急性放射線障害により人を殺傷する。放射線量が低いものであっても、被ばく自体によってDNAを損傷し、晩発性の健康被害を生ずる可能性があるし、放射性ヨウ素が甲状腺に、セシウムが筋肉に、ストロンチウムは骨に蓄積する性質を有している。放射性物質が身体に蓄積した場合には、内部被ばくを継続して身体に与え、健康被害を引き起こす可能性がある。いずれにせよ、福島原発事故後の法改正により、放射性物質による汚染が環境法体系の中に取り込まれ、適用対象であることは明記されるに至ったのである。

## 2 公害罪法の文理解釈

このように、本件漏洩は公害基本法が改正されたあとにも引き続いて発生していたのであるから、法改正後の漏洩に公害罪法が適用されることには疑いがない。

さらに、法改正以前の漏洩についても、放射性物質による汚染も公害罪法の対象に含まれると解釈すべきである。そもそも、環境基本法13条は汚染の防止措置を原子力基本法以下の原子力法体系に委ねただけであって、汚染の処罰までを委ねたわけではない。しかも原子等規制法等の原子力基本法体系には原子炉等の運転上の過失によって公共の危険を惹起したことを罰する規定がない。

したがって、環境基本法改正前の公害罪法が放射性物質による汚染には適用されないと解釈すると、他の有毒物による汚染は処罰される一方、放射性物質による環境汚染のみが刑事的に不処罰という極めて不均衡な結果を生み出す。このような結果につながる解釈は誤っているとわざるを得ない。

公害罪法の適用対象の有害物質から放射性物質を除外するという法解釈は、当職らが調査した範囲では、これを発見することができなかった。このような見解がもしも存在するとしても、同法の明文から、これを否定すべきであると考ええる。

なお、川合昌幸著『人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律』（注解特別刑法3所収）には、「「物質」とは有体物をいう。固体たると液体たると、気体たるとを問わない。有体物でないものはここにいう「物質」ではない。すなわち、放射能、熱その他のエネルギーは本法の対象外である。」との記載がある（28頁）。放射性物質が放射線を発する能力のことを放射能といい、たしかにこのような能力そのものは有体物といえない。しかし、福島第一原発から海水中に漏洩している汚染水に含まれるセシウム、ストロンチウムなどの種々の放射性物質は、まぎれもなく固体物質であり、法の定める「物質」であることに、疑いはない。

### 3 既に決着した問題である

また、万が一、環境基本法の放射性物質の適用除外が公害罪法にも類推適用されるとする解釈をとったとしても、平成24年環境基本法改正により、放射性物質による汚染が環境法体系の中に取り込まれ、適用対象であることは明記されるに至ったのであるから、法改正後の漏洩行為に同法が適用されることは、何人も争わないところであろう。以上より、本件には公害罪法の規定は適用される。

平成25年（2013年）9月9日に、告発人らが行っていた福島第一原発事故そのものについて、東京電力役員らの刑事責任を問うために行っていた告訴に対応する処分において、東京地検は、「公害犯罪処罰法違反については、今回の事故による放射性物質の放出は、津波に起因して交流電源等が失われたことにより、冷却注水設備の機能を喪失したことに基づくものであり、そのような事態は事業活動の前提として予定されていないことから、「事業活動に伴って」放射性物質を排出したとは認められず、罪とならない。」としており、放射性物質の排出が公害罪の対象であることは否定していない。

第2 「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条）といえるか。

### 1 放射能の大量放出

本件において、汚染水の漏洩は、被告訴人らの善管注意義務違反の過失により起こったものである。

このような行為による放射能の大量放出が、「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条1項）したといえるかどうかの問題となる。

### 2 最高裁判例とその事案内容について

「工場又は事業場における事業活動に伴って人の健康を害する物質を排出し」とは、同法制定の趣旨・目的、その経過、右規定の文理等に徴すると、工場又は事業場における事業活動の一環として行われる廃棄物その他の物質の排出の過程で、人の健康を害する物質を工場又は事業場の外に何人にも管理されない状態において出すことをいうものと解するのが相当であり、事業活動の一環として行われる排出とみられる面を有しない他の事業活動中に、過失によりたまたま人の健康を害する物質を工場又は事業場の外に放出するに至らせたとしても、

同法三条の罪には当たらないとした判例がある（最判昭和62年9月22日刑集41巻9号22頁）。

この判例の事案は、「工場の排水処理場において、資材納入業者からタンクローリー車で配達されてきた廃水中和処理剤の稀硫酸を硫酸貯蔵タンクに受け入れるに際し、同処理場の管理及び薬品受入れ等の業務に従事していた者が監視を怠ったため、タンクローリー車の運転手において、近くに併設されていた次亜塩素酸ソーダ貯蔵タンクの注入口にタンクローリー車のホースを誤って接続して稀硫酸を注入し、その結果、大量の塩素ガスを発生させ、これを工場外の大気中に放出させて付近住民に傷害を負わせた事故」であり、事業活動の一環とされる活動の中で有害物質を排出したものではない。

### 3 最判には反対意見があり、実務コンメンタールも業務については広く解している

しかし、このように、判例が「事業活動に伴って排出」を狭く解し、同条がいわゆる事故型公害に適用されることを困難にしたことには強い批判がある。

なお、上述の判例においても、「事業活動に伴って排出」には、上述のほか、これと不可欠かつ密接に結びついている準備的、付随的な事業活動も含まれると解すべきとの長嶋裁判官の反対意見がある。すなわち、長嶋裁判官は、「公害罪法三条の「事業活動に伴って」という概念は、原則として同法一条の「事業活動に伴って」と同意義に解すべきこと、そこにいう「事業活動」の中には通例、物質の製造生産等にかかわるいわゆる製造過程と右製造過程から生ずる不要物・廃棄物等の無害化と排出の過程とが基本的な事業活動として存在するほか、これらの基本的、本来的な事業活動の遂行上、これと不可欠かつ密接に結びついている準備的、付随的な事業活動もそこに含まれると

解しうること等については余り異論はないところと思われる。多数意見は、同法三条の過失犯における「事業活動に伴って……排出し」という客観的構成要件を事業活動の一環として行われる排出の過程での排出に限定して理解し、事業活動の一環として行われる排出とみられる面を有しない他の事業活動中に、過失により有害物質を放出するに至らせたとしても同法三条の罪に当たらないことを明らかにしつつ、本件は「単に廃水の中和に使用する薬品を工場内に受け入れる事業活動中の過失により発生したものに過ぎず、」「事業活動の一環として行われている廃棄物その他の物質の排出の過程において」有害物質を排出した場合ではないことを理由に公害罪法三条に該当しないと解していることはその判文からみても明らかである。これに反し、私見は、前記のように、事業活動の一環として行われる排出としての面を有しない他の事業活動中の過失による有害物質の排出も、工場・事業場における事業活動に伴うものと評価できる限り、同条に該当すると解するのであるから、本件のように有害な工場廃水を中和処理するために使用する薬剤を工場敷地内の排出処理場にあるタンク内に受け入れる事業活動に際し、工場従業員の過失によりタンクへの注入口を誤って多量の塩素ガスを発生・排出させた場合には、右従業員の行為は、有害な工場廃水の中和処理・排出という基本的な事業活動の遂行上、不可欠かつ密接な準備的事業活動に伴って、つまり、「工場における事業活動に伴って」有害物質を排出したという客観的犯罪構成要件を充足するというべきこととなるわけである。」とする。

常識的な判断といえ、多数意見には見直しの余地があると言えるだろう。なお、同法についての実務家向けの逐条コンメンタールである川合昌幸（法務省局付検事）著『人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律』（注解特別刑法3所収）によれば、「「事業活動に伴って」とは、右にいう工場または事業場において行われる事業目的遂行のた

めに必要な活動に随伴して、という意味である。事業目的遂行のために必要な活動に随伴してなされたものである限り、事業主体の本来の事業活動そのものに伴うもののみならず、付随的業務に伴うものも、あるいは、これらの遂行上不可欠な作業に伴うものも、さらには、事業活動に不可避免的に伴うもの一般も、すべて含まれる。例えば、ある物品を製造する工場においては、その物品製造行為そのものがここでいう「事業活動」であることはもちろん、製品の搬出行為も原材料の受け入れ行為もここにいう「事業活動」であるし、事業所付設の便所、浴場（炭坑等を例にみる。）からの排水も「事業活動に伴って」となされたものたるを妨げない。また、直接には第三者が行った排出行為であっても、それが、事業主体の事業活動に随伴するものであり、事業主体やその従業者等は本法による処罰の対象となる。また、正常な、本来予定されていた活動のみならず機械の異常など予定外の事態の場合も含まれる。したがって、長期的、継続的な排出のみならず、一時的、偶発的な排出も含まれる。もっとも、このような事態は、多くは過失犯の場合に問題となろう。これまで本法違反の罪で起訴された事件はすべて一時的、偶発的な事故によるものである。」（25頁末尾6行ないし26頁9行目）。

このように、「事業活動に伴って排出」は相当広く解されてきたのであり、62年最判は、その射程距離を極力限定的に解釈するべきであることは疑いない。

#### 4 事業活動に伴う排出

仮に、前記最高裁判例のように解したとしても、本件排出が事業活動に伴う排出に当たることは明らかである。

たしかに、事故時の爆発による放射性物質の排出については、判例のような事業活動中の一環として行われたと言えるかどうかには争い



がある。

さらに、継続的な冷却が可能となるまでの汚染水の排出も事故に伴う性格が強いという余地があろう。

しかし、溶融した炉心について、循環冷却システムいわゆるアルプスが活動を始めてからは、定常的な放射性物質の漏洩防止のためのシステムが運営され、これを確実に維持し、弱い箇所については補強や取り替えを実施しながら、漏洩を起こさないように管理していくこと、このシステムと地下水の流れを隔離することが、東京電力の事業活動そのものとなったのである。

また、今回の漏洩は、事故対策が一応収束し、平成23年（2011年）末には民主党野田政権が、事故収束を宣言した後にも続いていたのである。今回の漏洩は事故時の漏洩とは異なり、定常的な事業活動の一環において、その管理の不備によって発生したものであり、「事業活動に伴って排出された」ものであることは明らかである。

## 5 汚染水の管理が東電の業務であったということを裏付ける資料について

平成23年（2011年）6月時点の東電の内部資料は告発状と同時に提出した。その後、陸側の遮水壁の工事を見送った際の東電の内部資料を入手したので、これも提出する。この文書は平成23年10月に東京電力が作成し、政府に提出したものであり、結論として、「陸側遮水壁の設置による効果及び影響についての総合的な評価を行った結果、現時点においては、陸側遮水壁はむしろ設置すべきではなく、海側遮水壁のみで対応することが適当であると結論に至りました。」としている。この文書の趣旨は、論理的に理解することが困難であり、陸側の遮水壁に施工技術上の難点があり、また効果にも疑問があるとするもののようなものである。しかし、理論的にも実際的にも疑問のある中

味である。しかしながら、文書の作成された当時、地下水による汚染水の漏洩が危惧され、対策が議論されていたこと、汚染水の漏洩をふせぐことが東電の事業活動そのものであったことを、議論の余地なく立証している。

## 6 結論

以上により、本件告発に係る汚染水の漏洩は、「事業活動に伴って排出」（公害罪法3条1項）したものといえる。

### 第3 事故後の原子炉冷却と汚染水が発生した機序

#### 1 福島原発事故で冷却水は循環できない状態である

(1) 原発の崩壊熱は、原子炉が停止した1週間後で定格熱出力の0.3%、1ヶ月後で0.2%、1年後で0.08%、2年後で0.06%、10年後で0.045%、30年後でも0.03%もある。

福島第一原発1号機の定格熱出力は138万kwであるから、1ヶ月後で2760kw、1年後で1104kw、2年後で828kw、2号機～4号機の定格熱出力はいずれも238.1万kwであるから、1ヶ月後で4762kw、1年後で1904.8kw、2年後で1428.6kwである。

崩壊熱は30年後でも2年後の半分もあり、現在事故後2年半が経過したが、今後も長期に渡り、冷却する必要がある。なお、チェルノブイリ原発は冷却水の注入を要しないが、福島第一原発は冷却し続ける必要があり、その点でチェルノブイリ原発事故より対応が困難な事故である。

(2) 仮に圧力容器バウンダリが損傷しても格納容器バウンダリが閉じていれば、冷却水を循環させることにより、冷却が可能である。

福島原発事故前には、燃料ペレット、燃料被覆管、圧力容器、格納容器、原子炉建屋の5重の壁で守られているので放射性物質は外部に放出しないとされていた。

しかし、福島第一原発事故により、メルトダウンからメルトスルーに至り、圧力容器は損傷し、さらに、格納容器も損傷し、水素爆発による或いは地震による原子炉建屋の破損部或いは貫通部から放射性物質は外部に流出する状態になっていると推測される。従って冷却水を注入すれば、建屋外に汚染水が漏れだす状態であると推測される。

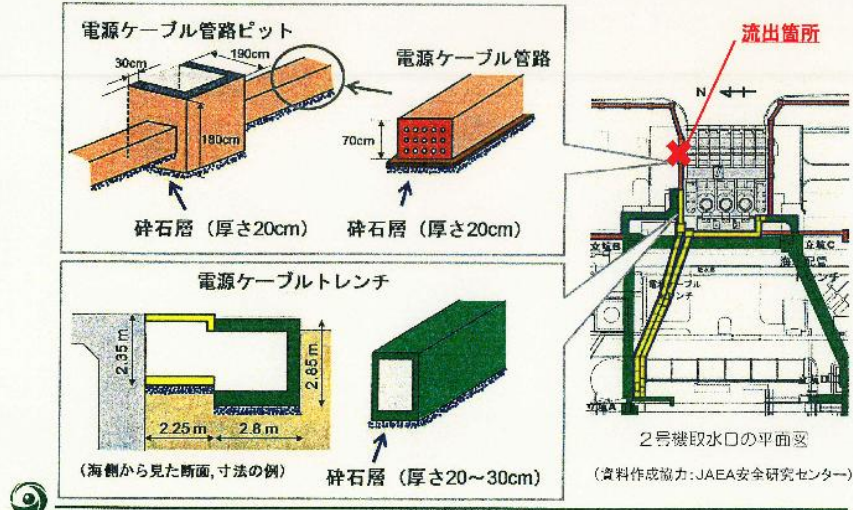
## 2 平成23年（2011年）4月汚染水が海洋流出

平成23年（2011年）4月2日午前9時30分頃、2号機取水口付近の立抗から海に流出する汚染水が発見され、凝固剤を投入する等して4月6日午前5時38分に流出は停止したとされている。流出発見前の4月1日から4月6日までの流出と仮定し、流出率は4.3 m<sup>3</sup>/h、汚染水濃度はヨウ素131が $5.4 \times 10^6$  Bq/cm<sup>3</sup>、セシウム134が $1.8 \times 10^6$  Bq/cm<sup>3</sup>、セシウム137が $1.8 \times 10^6$  Bq/cm<sup>3</sup>により計算すると、放射性物質放出量は $4.7 \times 10^{15}$  Bqとなった。この量は、4月4日から10日までの間に、低濃度の放射性排水として海洋に放出された放射性物質 $1.5 \times 10^{11}$  Bqの約3万倍にあたる（原子力安全保安院 2011.4.25 福島第一原発2号機から流出した高濃度の放射性物質を含む汚染水について）。

この時点の汚染水の排出も、東京電力の責任であるが、事故後の非常事態のもとであり、東京地検の論理では、公害罪法の対象外とされる可能性が高く、捜査の対象から外されることに、告発人らは異存がない。

## 2号機電源ケーブルピットからの高濃度汚染水の流出

- 平成23年4月2日、2号機の取水口付近にある電源ケーブルピット側面から、汚染水が流出していることを確認。



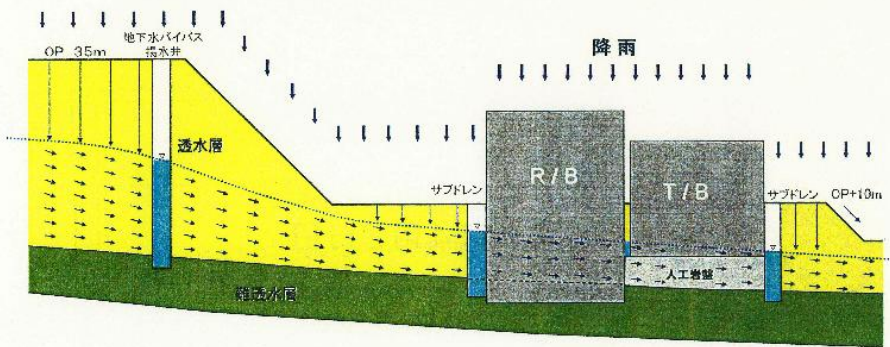
### 3 水封と地下水の流入

現在冷却のために40 m<sup>3</sup>/日が原子炉に注水されているが、格納容器バウンダリが損傷した状態であれば、冷却水を注入すれば、それは汚染水となり、原子炉建屋のどこからか外部に漏れだすことになる。それを防止する方法として現在行われているのは、地下水水位を原子炉建屋内の滞留水水位より高く保つことにより、水圧で滞留水を閉じ込める水封と呼称する方法である。地下水水位を高くすれば、地下水がトレンチ、建屋間ギャップ、建屋地下外周部、基礎底面から建屋に流入する。

福島第一原発敷地では、山側から海側に向かって1000 m<sup>3</sup>/日の地下水が流れ込んでいる。原子炉建屋、タービン建屋に働く浮力防止を目的として、ピット内のポンプにより地下水を汲み上げ、地下水水位のバランスを取るためにサブドレンが建屋周辺に57箇所設置されていたが、津波等により現在は稼働を停止中である。そのため、地下水を制御できず、地下水水位を高くしていることによる建屋への地下水の流入は、雨水も含めて考えると400 m<sup>3</sup>/日となり、注水400 m<sup>3</sup>/日と合計した800 m<sup>3</sup>/日が汚染水となり、そのうちの400 m<sup>3</sup>/日を汲みだして容量1000トンのタンクに貯めている

## 1. 現状分析 ① 地下水の流れ

地下水は、敷地西側(山)から東側(海)に向かって流れており一部が建屋地下から流入する。  
雨水は、地下に浸透して建屋に流入している。  
建屋に流入している地下水は、これまでの実績に基づき約400m<sup>3</sup>/日と想定している。



出典 東京電力株式会社

出典 東京電力株式会社

## 4 汚染水の流出防止策として考えられていること

東京電力、経済産業省は、汚染水の究極の流出防止策を以下のように考えている。

建屋内に存在する汚染された滞留水を外部に流出させないために建屋周辺の地下水水位を建屋内の滞留水水位より高く保ち、水封し続ける。この水位のバランスを保ちながら建屋内の滞留水を全て汲み上げた後に建屋基礎下まで地下水水位を下げることで、以後建屋への地下水の流入を防ぐ。建屋内の滞留水をゼロにするには、格納容器からの建屋への漏水を止める必要がある。そのためには格納容器バウンダリを補修し、格納容器バウンダリ内から取水して、原子炉へ注水する循環ループを構築する必要がある。地下水水位を建屋基礎下に下げるためには現在使用できないサブドレンを復旧してフルに活用する必要がある。

しかし、この考えの最重点にあたる格納容器バウンダリの補修は、格納容器にいつ近づけるか分からない状態では絵に描いた餅に過ぎない。TMI事故の検証を考えると、少なくとも数10年間は格納容器の検証は不可能で、補修はさらに長期間待たなければならない。

## 5 見通しの立たない汚染水問題

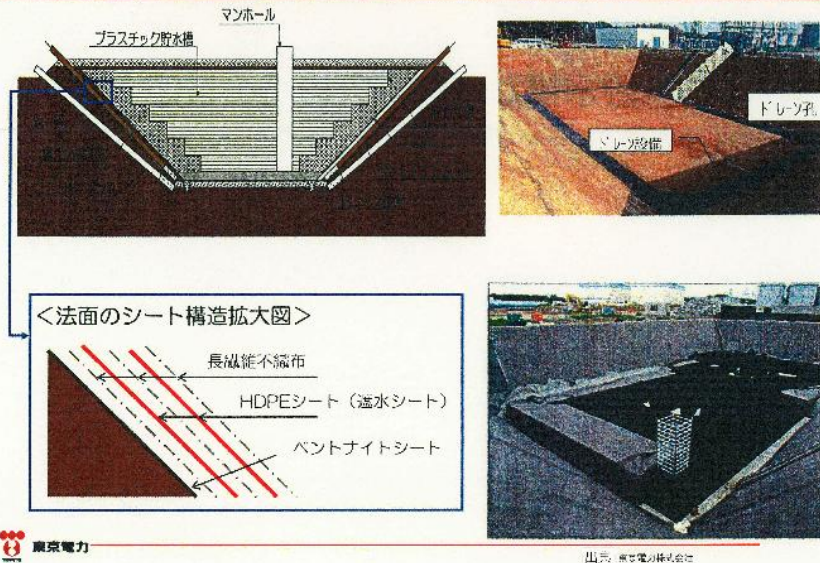
それまでの間、貯蔵タンクに汚染水を保管することでは、早晚行き詰る。

貯蔵タンクは高さ11m、直径12mであるが、タンク1基は二日半分の汚染水で満杯になる。現在設置されているタンクの全容量は39万トンで、うち約33万トンが既に使用された状態である。6万トンの空きがあるが、これは150日で満杯になる。

また、貯蔵タンクは溶接型ではなく、4つの円筒状の鋼板を積み上げてボルトでつなぎ合わせたもので、5年間は持つと言われているが、継ぎ目のパッキンの材質、接合技術の巧拙、地震等の外力如何によって、それよりも短期間に中の汚染水が漏れだす可能性は否定できない。

漏れを確認するために目視だけでは不十分だが、目視をすとしても、390基の貯蔵タンクを毎日目視するには、相当の人員を必要とし、仮に汚染水漏れが貯蔵タンクで起きれば、高濃度汚染水であるため、補修工事は困難である。告発状において述べたとおり、貯蔵タンクが頑健な造りでないことを考えれば、多数の汚染水漏れが発生することもあり得る。このような事態を打開するため、ALPSで浄化して低濃度汚染水として、それは地下貯水槽に保管する計画をたて、建設した。その地下貯水槽はいかにも脆弱な作りで、漏えいを防ぐことができるのか疑問視されていた。そして、予定していたALPSが稼働できなくなったため、浄化していない高濃度汚染水を地下貯水槽に27000トン入れたところ、平成25年（2013年）4月5日、地下貯水槽から120トンの汚染水が漏れる事故が発生した。

## 2. 地下貯水槽の構造図



出典 東京電力株式会社

### 6 貯蔵タンクからの高濃度汚染水漏れ

平成25年(2013年)8月19日、H4タンクエリアで、貯蔵タンクから高濃度汚染水が漏れていることが発見された。汚染水の量は約300トンであり、一部は側溝を通じて海に流出した。

9月4日にタンク南側の井戸から採取された水からストロンチウムを含むベータ線を出す放射性物資が1リットル当たり650ベクレル検出され、9月8日にタンク北側の井戸から採取された水からストロンチウムを含むベータ線を出す放射性物資が1リットル当たり3200ベクレル検出された。

8月31日には、別の保管タンク底部から最大で毎時1800mSvの放射線量が計測された。

このように、貯蔵タンクからの汚染水漏れが、予想された通り始まっている。このような結果は、東京電力と被告発人らが、監視を怠り、早期にタンクの更新を行うことを怠ったためである。

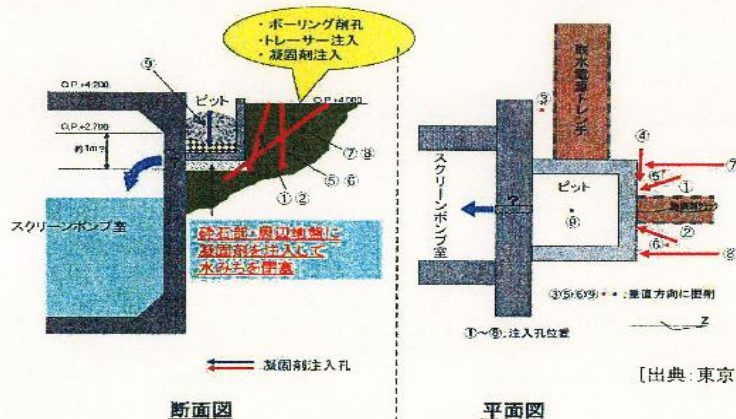
## 7 滞留水の海洋流出

もうひとつの漏洩経路は地下水起源の汚染水である。水封により、滞留水は漏れださないと考えられていた。しかし、護岸付近の地下水から告示濃度限度を超える放射性物質が検出され、汚染された地下水が海洋に流出し続けていると考えざるを得ず、東京電力もこれを認めるにいたった。毎日300トンの汚染された地下水が海洋に流出し、東京電力の試算によると2011年5月以降、セシウム137は $2 \times 10^{13}$ Bq、ストロンチウム90は $1 \times 10^{13}$ Bq流出している。

汚染水はトレンチや電線管路内だけでなく、それら構造物の下部にある碎石層を通じて広がっている可能性があり、トレンチや電線管路下の碎石層の多くの部分で、地下水に水没または接触している可能性があり、碎石層に汚染水が達している場合は、土壌への浸透や地下水の流れによって移行する可能性がある（平成25年7月31日原子力規制庁 護岸付近の地下水からの告示濃度限度を超える放射性物質の検出等に関する対応について）。

### 2号機電源ケーブルピットからの高濃度汚染水の流出

- 平成23年4月2日より、電源ケーブルピット内へのコンクリート、吸水ポリマー等の投入による止水を試みるが、止水できず。4月5日、電源ケーブルピット周辺の碎石層・周辺地盤へ凝固剤の注入を行ったところ、翌6日に止水したことから、汚染水の流出経路はピットからではなく、周辺の碎石層を通じて漏れ出したものである。





この原子力規制庁の対応は、未だ汚染水の拡がりを把握できていると言えるほどの内容とはなっていない。どこから、どのようにして地下水が汚染しているのか、早急にしかも継続して追及する作業がなされなければならない状態である。しかしその間も、毎日300トンの汚染された地下水は海洋に流出している。

#### 第4 大量の汚染水の海洋流出を引き起こした原因は東電の遮水壁設置の先送りである

##### 1 平成23年（2011年）6月の経緯

毎日300トンの汚染された地下水の海洋流出は、海洋の恩恵に預かっている国々に関係する重大な問題であり、至急流出を止めなければならない。汚染された地下水を発生させないためには、汚染物質と地下水を接触させないことが一つの方法である。

福島第一原発事故直後、東京電力は、これ以上の汚染拡大を防止する観点から、深さ約30mの難透水層に達する地下遮蔽壁（発電所の1-4号機原子炉建屋及びタービン建屋の周りに壁を構築し遮水するもの。以下「地下バウンダリ」という。）の構築を計画していた。福島第一原発においては、炉心が溶融し、圧力容器から溶融した核燃料が漏れ出しており（「メルトスルー」）、今後格納容器も貫通して、核燃料による地下水などへの汚染が進む可能性もあること、現状でも大量の汚染水が地下に浸透する可能性が高いことからすれば、地下バウンダリの構築は、「高濃度の滞留水をこれ以上海洋に流出させないために、『後追いとならない備え』とすること」（東京電力資料）を目的とするものであり、これ以上の地下水と海洋汚染を防止するために、極めて重要かつ緊急の対策であった。当時の馬淵首相補佐官は粘土遮水壁の配置計画を6月14日に記者発表する予定であった。

ところが、東京電力は、この計画が1000億円という多額の費用を要することから、それを計上することにより債務超過の方向と評価される可能性が大きいので回避し、6月17日に中長期的対策として検討することだけを公表し、馬淵補佐官は解任された。この時点で、遮水壁を作っていたら、現在のように問題の深刻化は避けられた筈である。

## 2 平成23年（2011年）10月の経緯

平成23年（2011年）6月時点の東電の内部資料は告発状と同時に提出した。その後、同年の10月の時点で陸側の遮水壁の工事を見送った際の東電の内部資料を入手したので、これも提出する。

この文書は平成23年10月に東京電力が作成し、政府に提出したものであり、結論として、「陸側遮水壁の設置による効果及び影響についての総合的な評価を行った結果、現時点においては、陸側遮水壁はむしろ設置すべきではなく、海側遮水壁のみで対応することが適当であると結論に至りました。」としている。

この文書の趣旨は、陸側の遮水壁に施工技術上の難点があり、また効果にも疑問があるとするもののようなものである。

しかし、今日の汚染水漏洩が続発している現在の事態そのものが、この文書における陸側遮水壁設置見送りが誤っていたことの何よりの証左である。海側だけに遮水壁を築けば、建屋地下への地下水の流入かをふせぐことはできず、汚染水を建屋下に滞留させ、地盤を悪化させ、さらには遮水壁を越えて海に流れ出すことは否定のしようもない。そのようなことは、難しい理論ではなく、常識でわかることである。

平成23年（2011年）6月と平成23年（2011年）10月のふたつの時点における東京電力とその役員による判断の決定的な誤りが、被告発人らの過失責任を問う時点としては、適切なものと言

えるのではないかと考える。

### 3 平成25年（2013年）8月以降の経緯

平成25年（2013年）8月26日政府は「汚染源である高濃度汚染水に新たな地下水が混ざって汚染水が増えるという事態を避けるため、原子炉建屋山側（地下水の上流）から、汚染される前に地下水をくみ上げるとともに、原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を設置するなど、建屋付近に流入する地下水の量を可能な限り抑制する対策を進める。」と発表した。

但し、建屋近傍の井戸により地下水をくみ上げるのは、平成26年9月頃設置完了予定、建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁は平成26年度中を目途に運用開始予定であり、まだまだ、先である。また、凍土方式の遮水壁は、実績が無く、その効果が疑問視されて馬淵補佐官が粘土遮水壁を採用した経緯があり、遮水効果がどの程度あるか不明である。

そして、少なくともその完成までの間は、現状の流出をとめられない状態が継続している。

### 4 結論

このような事態を引き起こした直接的な原因が、自社の信用悪化を懸念して、遮水壁の構築を先送りにし、その後も陸側遮水壁の構築を見送った東京電力役員の判断ミスにあることは明らかである。

このような典型的な有害物質の排出行為が、公害罪法違反に問えずして、どのような行為が公害罪にあたるのであろうか。福島県民、日本国民、そして世界中の市民の怒りを形とし、本件を速やかに受理し、東京電力に対する強制捜査に着手されるよう、強く求めるものである。

以上